

(参考)医療計画の見直し等に関する意見のとりまとめ

～医療計画の見直し等に関する検討会(平成28年12月26日)～

○地域医療構想調整会議での議論の進め方の手順について、以下の通り整理されている。
～全国厚生労働関係部局長会議資料(厚生分科会)平成29年1月19日より抜粋～

将来の医療提供体制の構築のための方向性の共有

(ア)構想区域における医療機関の役割の明確化

- ①以下の各医療機関が担う医療機能等を踏まえ、地域医療構想調整会議で検討し、役割を明確化
 - ・構想区域の救急医療や災害医療等の中心的な医療機関が担う医療機能
 - ・公的医療機関等及び国立病院機構の各医療機関が担う医療機能
 - ・地域支援病院及び特定機能病院が担う医療機能
- ②上記以外の医療機関については、上記の医療機関が担わない機能や、上記の医療機関との連携等を踏まえ、役割を明確化

(イ)病床機能を転換する予定の医療機関の役割を確認

○将来に病床機能を転換を予定している医療機関については、その転換の内容が地域医療構想の方向性と整合性のあるものとなっているか確認

新規参入、規模拡大を行う医療機関等への対応

- 今後、高齢化が急速に進み、医療需要の増加が見込まれる地域において、増床等の整備を行う場合においても、共有した方向性を踏まえ、地域において必要となる医療機能を担うことを要請
- 新規参入してくる医療機関に対しては、病床の開設許可を待たずに、地域医療構想調整会議への出席を求め、地域において必要となる医療機能等について、理解を深めてもらうよう努める。

地域住民への啓発

- 共有した方向性を踏まえ、今後の地域における医療提供体制をどのように構築していくかについて、できるだけ分かりやすく周知し、地域住民の理解を深める
- 地域医療構想調整会議で行われている議論について、議事の内容等の情報をホームページ等を通じて提供